

岐阜県公報

目次

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課) ページ

規 則

号外(一) 平成二十二年 七月二十七日

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十四号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第七条の表地球環境課の項分掌事務の欄中第十四号を第十五号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 清流の国ぎぶづくりの推進に関すること。
第七条に次の一項を加える。

2 地球環境課に本庁課内室(本庁の課に置く室をいう。以下同じ。)として清流の国ぎぶづくり推進室を置き、前項の表地球環境課の項第一号から第三号まで、第九号、第十一号から第十三号まで及び第十五号に掲げる事務を分掌させる。

第八条第二項中、「本庁の課に置く室をいう。以下同じ。」「を削り、「第一項」を「前項」に、「第二十号」を「第二十号まで」に改める。

第二十六条の表地球環境課の部課等の欄中、「地球環境課」を「清流の国ぎぶづくり推進室」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日) (金曜日) 発行 (休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

平成二十二年七月二十七日

